

ECL会計に関する意見

企業会計基準委員会 御中

2026年2月6日作成

合同会社新宿経済研究所 代表社員社長

公認会計士 岡本 修

時下益々ご清栄のことと存じます。

当社は東京都内において金融コンサルティングを業としており、大手銀行、地方銀行、第二地方銀行など金融機関を中心に複数の顧客を抱える金融専門の金融規制・金融商品会計に関する業務相談を承っております。

今般は貴委員会が2025年10月29日付で公表した『金融商品に関する会計基準（案）』等に関連するコメントの機会を頂戴しましたこと、深く御礼申し上げます。以下、コメントを送付申し上げますのでご査収のうえご高覧賜りますと幸いです。

① ECL草案について

ASBJが2025年10月29日付で公表した会計基準案等（以下、本稿において「一連のECL草案」と称する）は、「金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図る」とともに、「わが国の会計基準を高品質なものとすること」などを目的に提案されたものもあると理解している。

当社としては国際財務報告基準（IFRS）が高品質な会計基準であるとする言説にはまったく同意しないが、それでも少なくとも現行の金融商品会計における貸倒引当金（特に一般引当）の設定において過去の実績率を使用する方法には問題があると考えている。こうした観点からはECL会計の開発自体は望ましいと考える。

② ECLの適用範囲

ECLの適用範囲に「債権等」という概念が新たに設けられ、ここに満期保有目的の債券や「貸付金代替性私募債」（貸付金の代替として銀行が引き受けて保有する債券）が付け加えられたが、「分類・測定」などは今回のECL草案の対象外であるため、時価会計が適用される有価証券などもECL会計の適用対象外であると考えられる。こうした概念の整理は基準の適用関係を整理するうえで望ましい。

③ SICR

「信用リスクの著しい増大」（略してSICR）という概念については、特段のコメントはない。

④ ECLの具体的な計算方法

今般の基準、具体的なECLの算定に話が移って来ると、途端に難解になる。肝心の、「では具体的に、ECLはどうやって計算するのか」、という部分に関しては、正直、ガイダンスがいまひとつよくわからないからだ。とりわけ実務面において大きな障壁が「確率による加重計算」だ。

これは「一定範囲の生じ得る結果を評価することによって算定される偏りがなく確率加重された金額」とされ、「すべての考え得るシナリオを特定する必要はない」とされ、基本的にはいくつかのシナリオを立て、それらのシナリオにおける信用損失とそれぞれのシナリオの発生確率を予想したうえで、これらを加重平均する、

などの方法が示されている。ただ、その具体的な手法は不明確である。

ここで、A S B J が 2025 年 11 月 21 日（金）に実施した説明会で配布された資料（P29）には、唐突に「失業率と発生確率と信用損失」に関する図表が出てくる。

シナリオ	将来失業率	発生確率	信用損失
A	4%	20%	30
B	5%	50%	70
C	6%	30%	170

（出所）A S B J 説明会資料P29

シナリオごとの信用損失は、シナリオAで30、シナリオBで70、シナリオCで170、それにそれぞれの発生確率（20%、50%、30%）を乗じて合計すれば、E C Lは92と求まる、というものだ。

ここでなぜ、唐突に「失業率」というものが出てくるのか。

A S B J の資料作成者に忖度して想像すると、これは恐らく、「とある企業はE C Lを計算するうえでの外部データとして失業率を利用しており、何らかのモデルに失業率というパラメーターを入力すれば信用損失が計算できる」、といった設例なのだと思うが、それにしては説明が不足し過ぎているし、数値もデタラメすぎる。A S B J としてはこのような説明で一連のE C L草案が銀行等金融機関の実務に配慮したものでありE C L会計の適用が直ちに可能だと考えているのだろうか？あるいはすべての企業が明日からE C Lの計算を始めることができるのだろうか？

あくまでも当社の私見で恐縮だが、E C Lは過去の貸倒実積率に加え、社内の信用格付や他社の貸倒実績、債務者の開示資料や債務者が属する業種における類似企業のデータ、あるいはマクロ経済指標（G D P、失業率、不動産価格や商品価格、債務者の支払い状況など）を総合的に加味して計算するという手法である——とA S B J としては言いたかったのかもしれない。しかし、残念ながら今回A S B J が提示したE C L草案は、これをもって直ちに実務ができるというクオリティのものではない。E C Lのモデル構築などを含め、各企業に丸投げしており、E C L会計を適用する個別企業の裁量があまりにも大きいからだ。企業間の比較可能性なども担保できない。

言い換えれば、この会計基準だと、貸倒引当金を計算する個別企業の経理担当者にとっても、それを監査する立場にある外部監査人などにとっても、解釈の余地が大きすぎる。これは世に出せるクオリティの基準ではない。

⑤ I F R Sへのコンバージェンス

いずれにせよ、現行の一般貸倒引当金の算定においては、過去の貸倒実積率に基づく計算ではなく、何らかの損失額を合理的に見積もるような制度設計については、方向性としては賛成である。

しかし、A S B J 関係者らは、I F R S自体が高品質な会計基準であるとする認識自体が誤っている可能性をしっかりと認識する必要がある。